

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月12日

【発行者名】 SBIアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西川 卓男

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 中村 慎吾

【電話番号】 03-6229-0170

【届出の対象とした募集内国投資信託受益 E X E - i グローバル中小型株式ファンド
証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託受益 継続募集額 上限2,000億円
証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出したことに伴い、平成25年3月22日付をもって提出した有価証券届出書（平成25年5月10日、平成25年8月9日、平成25年8月30日及び平成25年12月13日付で有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済。以下「原届出書」という。）の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するために本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正箇所および訂正事項】

下線部_が訂正箇所です。

原届出書の下記事項については、それぞれ下記の内容に原届出書が訂正されます。

第一部【証券情報】**(3)【発行(売出)価額の総額】**

<訂正前>

当初申込期間：50億円を上限とします。継続申込期間：2,000億円を上限とします。

<訂正後>

2,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

<訂正前>

当初申込期間：1口あたり1円とします。継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

(略)

<訂正後>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

(略)

(7)【申込期間】

<訂正前>

当初申込期間(平成25年4月8日(月曜日)より平成25年5月10日(金曜日)まで)継続申込期間(平成25年5月13日(月曜日)より平成26年8月12日(火曜日)まで)

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<訂正後>

申込期間(平成25年5月13日(月曜日)より平成26年8月12日(火曜日)まで)

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(10)【払込取扱場所】

<訂正前>

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社については前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

<訂正後>

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社は、前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

ファンドの特色

以下の内容に訂正・更新します。

1 主としてETF(上場投資信託)への投資を通じて、世界(日本を含む)の中小型株式へ実質的に投資します。本ファンドが投資対象とするETF(上場投資信託)については、後述の投資対象ファンドの概要をご覧ください。なお、それらを個々にまたは総称して「投資対象ファンド」という場合があります。

2 本ファンドは世界(日本を含む)の中小型株式市場の値動きと同等の投資成果をめざします。参考指標は、MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス・スモールキャップ(円換算ベース)とします。(2014年2月12日現在)

<参考指標について>

MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス・スモールキャップ(円換算ベース)*を参考指標とします。

MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス・スモールキャップとは、MSCI社が開発した指数で先進国及び新興国の小型株の動きを表す株価指数です。

本ファンドは参考指標に対して一定の運用成果をあげることを目標とするものではなく、実際の運用成果は参考指標と乖離する場合があります。なお、参考指標は委託会社の判断により予告なく変更される場合があります。

*MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス・スモールキャップ(円換算ベース)は、MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス・スモールキャップ(米ドルベース)をもとに、委託会社が円換算しております。MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス・スモールキャップに対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は、同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

3 世界(日本を含む)の中小型株式市場の値動きに連動する投資対象ファンドを複数組み合わせることで、信託財産の中長期的な成長をめざします。

ポートフォリオの国・地域別構成比率(以下、構成比率)等が参考指標の構成比率に近くなるように、投資対象ファンドの基本投資割合を調整します。

投資対象ファンドの基本投資割合は、次の通りとします。(2014年2月12日現在)

| | |
|----------------------------------|-----|
| (1)米国の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド | 50% |
| (2)米国を除く先進国の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド | 40% |
| (3)新興国の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド | 10% |

市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、原則として3ヶ月に1回、基本投資割合へ戻す調整を行います。

基本投資割合の見直しについては、投資対象ファンドの経費率、パフォーマンス、参考指標との連動性、流動性等を考慮して、原則として1年に1回行います。

4 本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。

モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社

世界27拠点に展開するモーニングスター・グループのひとつであり、同グループは投資信託を中心に、様々な金融商品に関する調査分析情報を提供するグローバルな運用調査機関です。モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社はファンド選定、資産配分に関する運用助言等を行っています。

契約資産残高約761億円(2013年12月末現在)

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(略)

(2) 【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

平成25年5月13日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始（予定）

< 訂正後 >

平成25年5月13日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

（略）

< 訂正前 >

委託会社の概況（平成25年3月22日現在）

（略）

< 訂正後 >

委託会社の概況（平成26年2月12日現在）

（略）

2【投資方針】

(1)【投資方針】

2. 運用方法

()投資態度

<訂正前>

本ファンドは世界（日本を含む）の中小型株式市場の値動きと同等の投資成果をめざします。当初、MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス・スモールキャップ（円換算ベース）を参考指標とします。ただし、当該参考指標は委託者の判断により予告なく変更する場合があります。

（略）

ポートフォリオの国・地域別構成比率（以下、構成比率）等が参考指標の構成比率に近くなるように、投資対象ファンドの基本投資割合を調整します。

当初設定時の投資対象ファンドの基本投資割合は、次の通りとします。

- （1）米国の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド 50%
- （2）米国を除く先進国の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド 40%
- （3）新興国の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド 10%

合計 100%

（略）

<訂正後>

本ファンドは世界（日本を含む）の中小型株式市場の値動きと同等の投資成果をめざします。MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス・スモールキャップ（円換算ベース）を参考指標とします。（2014年2月12日現在）ただし、当該参考指標は委託者の判断により予告なく変更する場合があります。

（略）

ポートフォリオの国・地域別構成比率（以下、構成比率）等が参考指標の構成比率に近くなるように、投資対象ファンドの基本投資割合を調整します。

投資対象ファンドの基本投資割合は、次の通りとします。（2014年2月12日現在）

- （1）米国の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド 50%
- （2）米国を除く先進国の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド 40%
- （3）新興国の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド 10%

合計 100%

（略）

(2)【投資対象】

<訂正前>

〔参考情報〕

投資対象ファンドの概要

投資対象ファンドは2013年3月22日現在において以下を想定しています。ただし、今後投資対象から外したり、新たなファンドを投資対象とする場合があります。

(略)

<訂正後>

〔参考情報〕

投資対象ファンドの概要

投資対象ファンドは2014年2月12日現在において以下を想定しています。ただし、今後投資対象から外したり、新たなファンドを投資対象とする場合があります。

(略)

(3) 【運用体制】

< 訂正前 >

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

(略)

投資基本方針の策定

運用部長のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員（1～3名）及び運用部長（1名）をもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

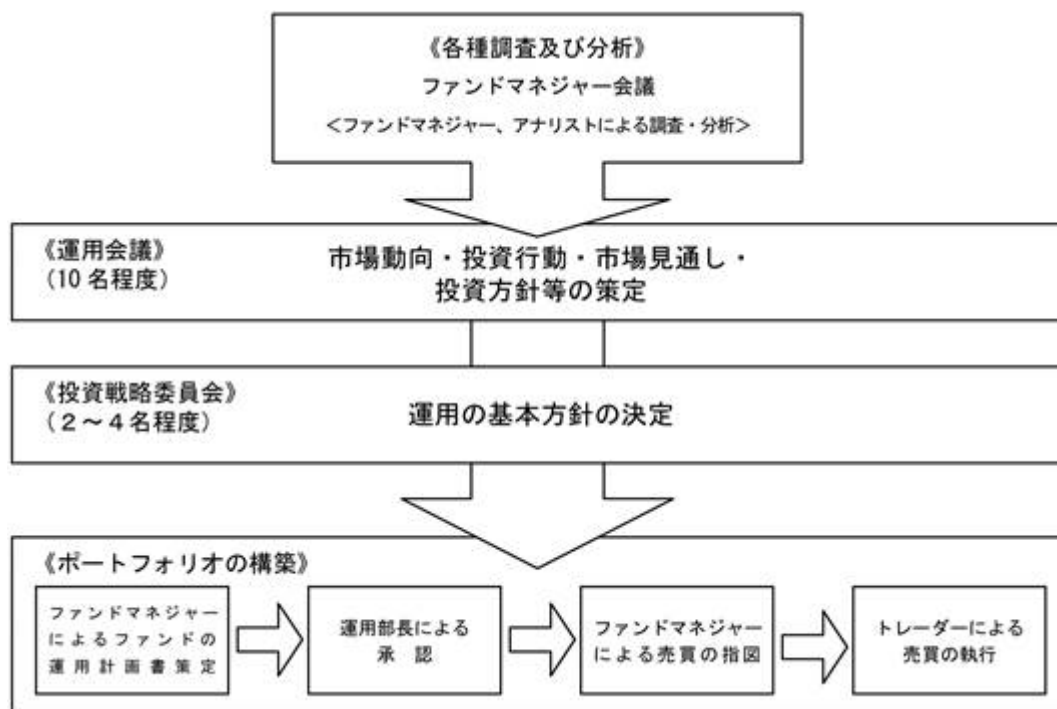
投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、運用部長の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（6名程度）、「組合投資委員会」（6名程度）での承認後、売買の指図等を行います。

パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



上記体制は、今後、変更となる場合があります。

<訂正後>

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

（略）

投資基本方針の策定

運用本部長のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員（1～3名）、運用本部長、運用部長（1名）及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

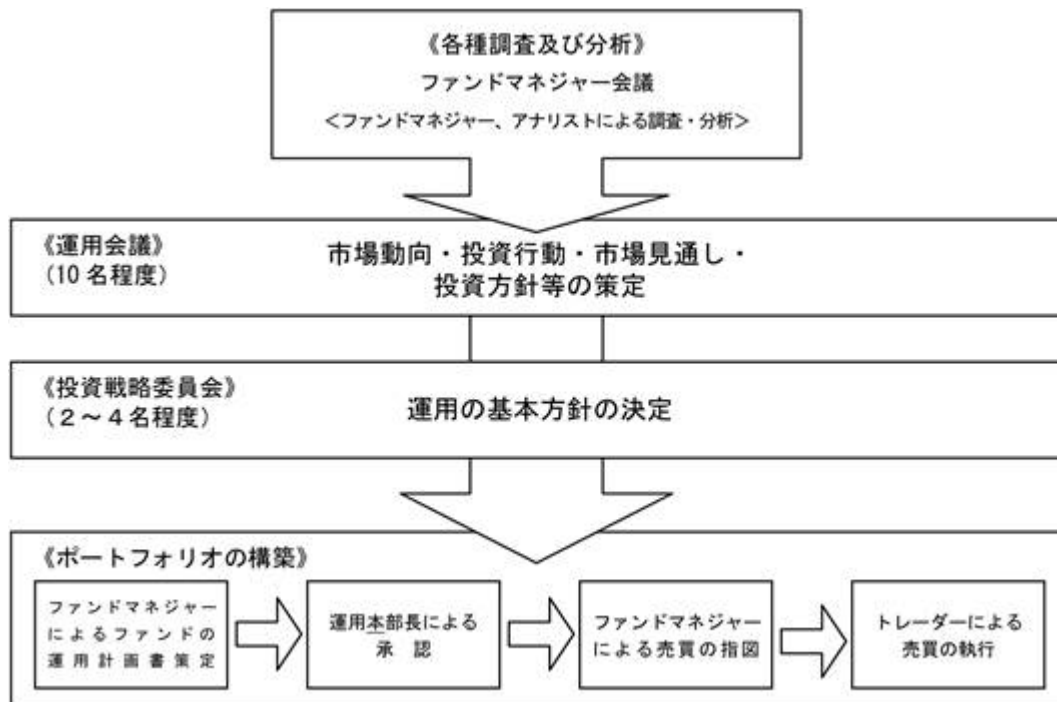
投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、運用本部長の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（6名程度）、「組合投資委員会」（6名程度）での承認後、売買の指図等を行います。

パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



上記体制は、今後、変更となる場合があります。

3【投資リスク】

<訂正前>

（略）

- ・ 流動性リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

（略）

<訂正後>

（略）

- ・ 流動性リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

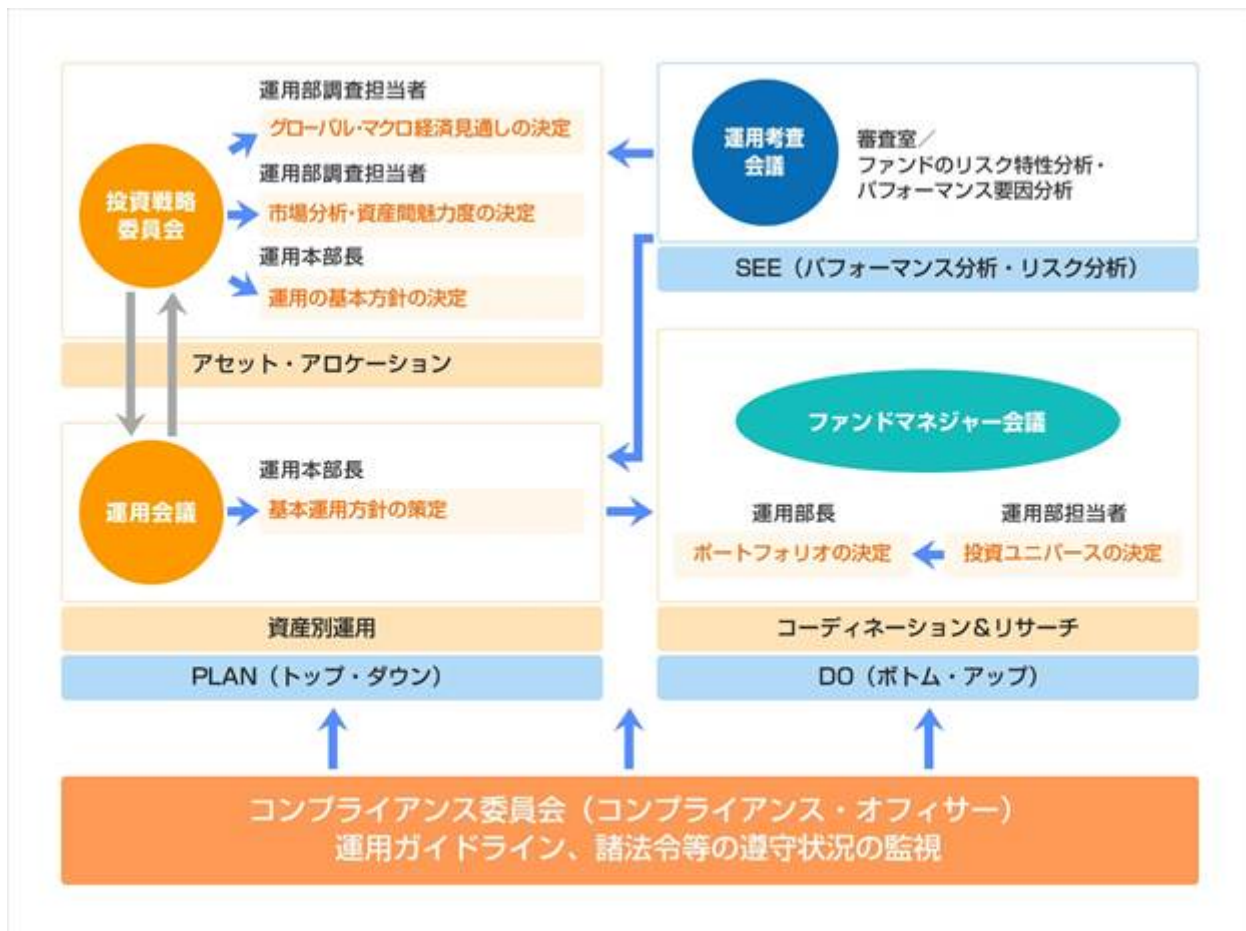
（略）

《リスク管理体制》

運用に関するリスク管理体制

以下の内容に訂正・更新します。

運用本部長による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

| 会議の名称 | 頻度 | 内 容 |
|-------------|-------|--|
| 投資戦略委員会 | 原則月1回 | 常勤役員、運用本部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 運用の基本方針 市場見通し、等について協議する。 |
| 運用会議 | 原則月1回 | 運用本部長、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 市場動向 今月の投資行動 市場見通し 今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。 |
| 運用考査会議 | 原則月1回 | 常勤役員、運用本部長、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。 |
| ファンドマネジャー会議 | 随時 | 運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。 |
| 未公開株投資委員会 | 随時 | 運用本部長、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。 |
| 組合投資委員会 | 随時 | 運用本部長、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。 |
| コンプライアンス委員会 | 原則月1回 | 常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。 |

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

以下の内容に訂正・更新します。

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として支払われる信託報酬の総額は、信託財産の計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.2415%¹（税抜：年0.23%）の率を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社及び各販売会社間の配分については、各販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められる以下の金額とします。

| | | |
|---------------------------------|------|---------------------|
| 運用管理費用（信託報酬） | | 年0.2415%（税抜：年0.23%） |
| 内訳 | 委託会社 | 年0.105%（税抜：年0.10%） |
| | 販売会社 | 年0.105%（税抜：年0.10%） |
| | 受託会社 | 年0.0315%（税抜：年0.03%） |
| 投資対象とする投資信託証券の信託報酬 ² | | 0.273% |
| 実質的な負担 ³ | | 0.5145% |

1消費税率が8%になった場合は0.2484%となります。その配分は以下の通りです。

| | | |
|---------------------------------|------|---------------------|
| 運用管理費用（信託報酬） | | 年0.2484%（税抜：年0.23%） |
| 内訳 | 委託会社 | 年0.108%（税抜：年0.10%） |
| | 販売会社 | 年0.108%（税抜：年0.10%） |
| | 受託会社 | 年0.0324%（税抜：年0.03%） |
| 投資対象とする投資信託証券の信託報酬 ² | | 0.273% |
| 実質的な負担 ³ | | 0.5214% |

投資顧問（助言）会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。

2基本投資割合で運用された場合の信託報酬率（年）であり、実際の信託報酬率とは異なる場合があります。なお、投資対象ファンドの変更等により、数値は変動する場合があります。

3本ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率（年）になります。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。委託会社及び販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(5)【課税上の取扱い】

以下の内容に訂正・更新します。

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は平成26年2月12日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20%（所得税15%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税（配当控除は適用されません。）もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

ただし、平成25年1月1日から25年間は基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

税率は以下の通りです。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）

ロ．解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%及び地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

ただし、平成25年1月1日から25年間は基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

税率は上記イと同じです。

・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

ただし、平成25年1月1日から25年間は基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

また、原則として、益金不算入制度の適用はありません。

税率は以下の通りです。

15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）

確定拠出年金加入者に対する課税

確定拠出年金法に規定する資産管理機関の場合、収益分配金ならびに解約・償還益（個別元本超過額）については、所得税及び地方税は非課税となっております。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されません。

<注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の内容に訂正・更新します。

(1)【投資状況】

(平成25年12月30日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|---------------------|------|-------------|-------------|
| 投資信託受益証券 | アメリカ | 727,272,975 | 93.56 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | - | 50,073,001 | 6.44 |
| 合計（純資産総額） | - | 777,345,976 | 100.00 |

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成25年12月30日現在)

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 (口数) | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|------|--------------|---|------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| アメリカ | 投資信託 受益証券 | Vanguard Small-Cap ETF | 31,853 | 10,156.37 | 323,511,147 | 11,559.17 | 368,194,407 | 47.37 |
| アメリカ | 投資信託 受益証券 | iShares MSCI EAFE Small-Cap ETF | 54,733 | 4,836.18 | 264,698,856 | 5,311.65 | 290,722,867 | 37.40 |
| アメリカ | 投資信託 受益証券 | WisdomTree Emerging Markets SmallCap Dividend Fund | 14,280 | 5,286.10 | 75,485,588 | 4,786.81 | 68,355,701 | 8.79 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(平成25年12月30日現在)

| 種類 | 投資比率 (%) |
|----------|----------|
| 投資信託受益証券 | 93.56 |
| 合計 | 93.56 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年12月30日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| 年月日 | 純資産総額 (円) | 1万口あたり純資産額 (円) |
|------------|--------------|-------------------|
| 平成25年 5月末日 | 440,267,287 | 9,873 |
| 平成25年 6月末日 | 470,556,500 | 9,329 |
| 平成25年 7月末日 | 541,792,217 | 9,788 |
| 平成25年 8月末日 | 567,337,437 | 9,705 |
| 平成25年 9月末日 | 604,008,166 | 10,200 |
| 平成25年10月末日 | 675,888,968 | 10,595 |
| 平成25年11月末日 | 715,292,966 | 11,062 |
| 平成25年12月末日 | 777,345,976 | 11,524 |

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

| 期 間 | 収益率（％） |
|---|--------|
| 第1計算期間（中間期） 自 平成25年 5 月13日 至 平成25年11月12日 | 5.76 |

収益率は以下の数式により算出しております。

収益率（％）＝ {（計算期間末の基準価額 - 前計算期間末の基準価額） / 前計算期間末の基準価額} × 100

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額10,000円として計算しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

| 期 間 | 設定数量 (口) | 解約数量 (口) | 発行済み数量 (口) |
|--|-------------|-------------|---------------|
| 第1計算期間（中間期） 自 平成25年 5 月13日 至 平成25年11月12日 | 846,176,545 | 204,767,558 | 641,408,987 |

(注) 本邦外における販売、解約の実績はありません。

第1計算期間の設定数量には当初設定数量281,839,008口を含みます。

(参考情報)

運用実績

基準価額・純資産の推移

(基準日:2013年12月30日)

(設定日(2013年5月13日)~2013年12月30日)



| | |
|--------------|---------|
| 基準価額(1万口あたり) | 11,524円 |
| 純資産総額 | 777百万円 |

分配の推移(1万口あたり、税引前)

| 決算期 | 金額 |
|-------|----|
| — | — |
| 設定来累計 | — |

※第1期決算日(2014年5月12日)は到来していません。

※第1期決算日(2014年5月12日)は到来していません。
 ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口あたりの値です。

主要な資産の状況

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。
 ※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《構成比率》

| | 組入比率 |
|--------|---------|
| 投資信託証券 | 93.56% |
| 現金等 | 6.44% |
| 合計 | 100.00% |

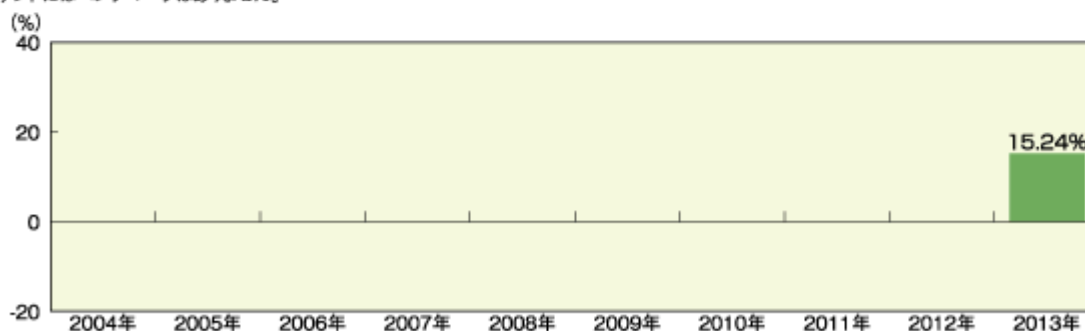
《組入銘柄》

| 投資対象ファンドの名称 | 比率 |
|---|--------|
| バンガード・スモールキャップETF | 47.37% |
| iシェアーズ MSCI EAFE・スモールキャップETF | 37.40% |
| ウィズダムグリール・イマージングマーケット・スモールキャップ・ディビデンドファンド | 8.79% |

※基準日(2013年12月30日時点)の状況です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※基準価額の騰落率です。 ※第1期決算日(2014年5月12日)は到来していません。
 ※2013年は設定日2013年5月13日(10,000円)から12月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
 ※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

()お申込日

毎営業日お申しいただけます。

原則として、営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、各ファンドとも取得申込日当日が日本、ニューヨークの証券取引所及び商業銀行の休業日及び委託会社が指定する日には受付を行いません。詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

| |
|---|
| SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbi-am.co.jp/ |
|---|

(略)

()お申込価額

当初申込期間：1口あたり1円とします。継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額とします。

(略)

<訂正後>

()お申込日

毎営業日お申しいただけます。

原則として、営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、取得申込日当日が日本、ニューヨークの証券取引所及び商業銀行の休業日及び委託会社が指定する日には受付を行いません。詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

| |
|---|
| SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbi-am.co.jp/ |
|---|

(略)

()お申込価額

取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額とします。

(略)

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

()一部解約

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

ただし、各ファンド取得申込日当日が日本、ニューヨークの証券取引所及び商業銀行の休業日及び委託会社が指定する日には受付を行いません。詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

| |
|---|
| SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbi-am.co.jp/ |
|---|

(略)

<訂正後>

()一部解約

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

ただし、取得申込日当日が日本、ニューヨークの証券取引所及び商業銀行の休業日及び委託会社が指定する日には受付を行いません。詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

| |
|---|
| SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbi-am.co.jp/ |
|---|

(略)

第3【ファンドの経理状況】

以下の内容に訂正・更新します。

- 1) 本ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに、同規則第38条の3及び同規則第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（平成25年5月13日から平成25年11月12日まで）の中間財務諸表について、かえで監査法人による中間監査を受けておりません。

1【財務諸表】

中間財務諸表

E X E - i グローバル中小型株式ファンド

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

| 第1期中間計算期間 (平成25年11月12日現在) | |
|------------------------------|-------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 3,239,127 |
| コール・ローン | 48,996,646 |
| 投資信託受益証券 | 633,106,681 |
| 未収入金 | 8,720,731 |
| 未収利息 | 40 |
| 流動資産合計 | 694,063,225 |
| 資産合計 | 694,063,225 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 8,778,593 |
| 未払解約金 | 6,173,684 |
| 未払受託者報酬 | 85,720 |
| 未払委託者報酬 | 571,396 |
| その他未払費用 | 105,000 |
| 流動負債合計 | 15,714,393 |
| 負債合計 | 15,714,393 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 641,408,987 |
| 剰余金 | |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | 36,939,845 |
| 元本等合計 | 678,348,832 |
| 純資産合計 | 678,348,832 |
| 負債純資産合計 | 694,063,225 |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第1期中間計算期間 (自平成25年5月13日 至平成25年11月12日) |
|---|--|
| 営業収益 | |
| 受取配当金 | 3,181,070 |
| 受取利息 | 6,101 |
| 有価証券売買等損益 | 46,683,802 |
| 為替差損益 | 8,438,153 |
| 営業収益合計 | 41,432,820 |
| 営業費用 | |
| 受託者報酬 | 85,720 |
| 委託者報酬 | 571,396 |
| その他費用 | 173,813 |
| 営業費用合計 | 830,929 |
| 営業利益又は営業損失() | 40,601,891 |
| 経常利益又は経常損失() | 40,601,891 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 40,601,891 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額() | 1,937,550 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | - |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,609,555 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,609,555 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 3,334,051 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 3,334,051 |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 36,939,845 |

（ 3 ）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|----------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。 |
| 2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。但し、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 |

（中間貸借対照表に関する注記）

| 第1期中間計算期間 〔平成25年11月12日現在〕 | |
|------------------------------|----------------------|
| 1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 | 641,408,987口 |
| 2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 1.0576円 (10,576円) |

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期中間計算期間（自 平成25年5月13日 至 平成25年11月12日）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

| 第1期 〔平成25年11月12日現在〕 | |
|------------------------|---|
| 1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 | 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。 |
| 2. 時価の算定方法 | 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあ ります。 |

（その他の注記）

1. 元本の移動

| 項目 | 第1期中間計算期間 〔平成25年11月12日現在〕 |
|-----------|------------------------------|
| 期首元本額 | 281,839,008円 |
| 期中追加設定元本額 | 564,337,537円 |
| 期中一部解約元本額 | 204,767,558円 |

2. 有価証券関係

第1期中間計算期間（平成25年11月12日現在）

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間（平成25年11月12日現在）

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

以下の内容に訂正・更新します。

| | 平成25年12月30日現在 |
|----------------|---------------|
| 資産総額 | 821,018,599円 |
| 負債総額 | 43,672,623円 |
| 純資産総額(-) | 777,345,976円 |
| 発行済口数 | 674,526,144口 |
| 1口あたり純資産額(/) | 1.1524円 |
| 1万口あたり純資産額 | 11,524円 |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

資本金の額

<訂正前>

() 資本金の額(平成25年3月22日現在)

(略)

<訂正後>

() 資本金の額(平成26年2月12日現在)

(略)

委託会社の機構

以下の内容に訂正・更新します。

(略)

() 投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

運用本部長のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員、運用本部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、運用本部長の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

(略)

<訂正前>

(平成25年1月31日現在)

| ファンドの種類 | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|-----------|-----------|---------------|
| 追加型株式投資信託 | <u>23</u> | <u>31,407</u> |
| 単位型株式投資信託 | <u>13</u> | <u>46,274</u> |

<訂正後>

(平成25年12月30日現在)

| ファンドの種類 | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|-----------|-----------|---------------|
| 追加型株式投資信託 | <u>32</u> | <u>57,503</u> |
| 単位型株式投資信託 | <u>12</u> | <u>43,134</u> |

3【委託会社等の経理状況】

以下の内容に訂正・更新します。

財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）の財務諸表について、及び中間会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）の中間財務諸表について、優成監査法人により監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

| 区分 | 注記 番号 | 第26期 | | 第27期 | |
|------------|----------|----------------|------------|----------------|------------|
| | | (平成24年3月31日現在) | | (平成25年3月31日現在) | |
| | | 金額 (千円) | 構成比 (%) | 金額 (千円) | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | | | |
| ・流動資産 | | | | | |
| 預金 | | 590,865 | | 334,768 | |
| 前払費用 | | 1,548 | | 1,768 | |
| 未収委託者報酬 | | 128,201 | | 163,962 | |
| 未収運用受託報酬 | | 11,078 | | 3,930 | |
| 未収投資顧問料 | * 2 | 10,531 | | 10,865 | |
| 繰延税金資産 | | 1,173 | | 3,925 | |
| その他 | | 7,250 | | 6,058 | |
| 流動資産合計 | | 750,648 | 84.8 | 525,280 | 74.3 |
| ・固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | | | |
| 器具備品 | * 1 | 860 | | 556 | |
| リース資産 | | | | 2,510 | |
| 有形固定資産合計 | | 860 | 0.1 | 3,066 | 0.4 |
| 無形固定資産 | | | | | |
| 電話加入権 | | 67 | | 67 | |
| ソフトウェア | | 896 | | 1,034 | |
| 商標権 | | 1,185 | | 1,037 | |
| 無形固定資産合計 | | 2,148 | 0.2 | 2,139 | 0.3 |
| 投資その他の資産 | | | | | |
| 投資有価証券 | | 45,954 | | 51,015 | |
| 関係会社株式 | | 57,576 | | 97,776 | |
| 長期差入保証金 | * 2 | 26,819 | | 26,819 | |
| 長期前払費用 | | 1,208 | | 708 | |
| 投資その他の資産合計 | | 131,557 | 14.8 | 176,319 | 24.9 |
| 固定資産合計 | | 134,567 | 15.2 | 181,525 | 25.7 |
| 資産合計 | | 885,215 | 100.0 | 706,805 | 100.0 |

| 区分 | 注記 番号 | 第26期 | | 第27期 | |
|--------------|----------|----------------|------------|----------------|------------|
| | | (平成24年3月31日現在) | | (平成25年3月31日現在) | |
| | | 金額 (千円) | 構成比 (%) | 金額 (千円) | 構成比 (%) |
| (負債の部) | | | | | |
| . 流動負債 | | | | | |
| 預り金 | | 1,841 | | 1,646 | |
| 未払金 | | 81,669 | | 89,708 | |
| (未払手数料) | | (62,591) | | (71,217) | |
| 未払法人税等 | | 6,113 | | 42,681 | |
| 未払消費税等 | | 2,683 | | 5,123 | |
| リース債務 | | | | 630 | |
| 流動負債合計 | | 92,307 | 10.4 | 139,791 | 19.8 |
| . 固定負債 | | | | | |
| リース債務 | | | | 2,058 | |
| 固定負債合計 | | | | 2,058 | 0.3 |
| 負債合計 | | 92,307 | 10.4 | 141,850 | 20.1 |
| (純資産の部) | | | | | |
| . 株主資本 | | | | | |
| 1 資本金 | | 400,200 | 45.2 | 400,200 | 56.6 |
| 2 利益剰余金 | | | | | |
| 利益準備金 | | | | 30,012 | |
| その他利益剰余金 | | 385,137 | | 122,111 | |
| 繰越利益剰余金 | | 385,137 | | 122,111 | |
| 利益剰余金合計 | | 385,137 | 43.5 | 152,123 | 21.5 |
| 株主資本合計 | | 785,337 | | 552,323 | |
| . 評価・換算差額等 | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 7,570 | | 12,631 | |
| 評価・換算差額等合計 | | 7,570 | 0.9 | 12,631 | 1.8 |
| 純資産合計 | | 792,907 | 89.6 | 564,954 | 79.9 |
| 負債・純資産合計 | | 885,215 | 100.0 | 706,805 | 100.0 |

(2) 【損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 第26期 | | | 第27期 | | |
|--------------|----------|---------------------------------|------------|------------|---------------------------------|------------|------------|
| | | 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日 | | | 自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日 | | |
| | | 内訳 | 金額 (千円) | 百分比 (%) | 内訳 | 金額 (千円) | 百分比 (%) |
| 営業収益 | | | | | | | |
| 委託者報酬 | | 601,177 | | | 701,904 | | |
| 運用受託報酬 | | 40,099 | | | 34,647 | | |
| 投資顧問料 | | 45,310 | 686,587 | 100.0 | 41,590 | 778,141 | 100.0 |
| 営業費用 | | | | | | | |
| 支払手数料 | | 359,482 | | | 393,972 | | |
| 広告宣伝費 | | 425 | | | 290 | | |
| 調査費 | | 16,215 | | | 17,613 | | |
| (調査費) | | (16,215) | | | (17,613) | | |
| 委託計算費 | | 68,140 | | | 68,027 | | |
| 営業雑経費 | | 20,477 | | | 16,443 | | |
| (通信費) | | (1,205) | | | (870) | | |
| (印刷費) | | (17,221) | | | (13,497) | | |
| (協会費) | | (1,446) | | | (1,530) | | |
| (諸会費) | | (501) | | | (454) | | |
| (その他営業雑経費) | | (102) | 464,741 | 67.7 | (90) | 496,346 | 63.8 |
| 一般管理費 | | | | | | | |
| 給料 | | 128,038 | | | 111,430 | | |
| (役員報酬) | | (15,671) | | | (15,400) | | |
| (給料・手当) | | (112,366) | | | (96,030) | | |
| 交際費 | | 237 | | | 130 | | |
| 旅費交通費 | | 4,438 | | | 3,359 | | |
| 福利厚生費 | | 15,270 | | | 13,164 | | |
| 租税公課 | | 2,163 | | | 2,574 | | |
| 不動産賃借料 | | 22,675 | | | 21,953 | | |
| 器具備品賃借料 | | 291 | | | 75 | | |
| 消耗品費 | | 2,210 | | | 1,503 | | |
| 事務委託費 | | 6,049 | | | 8,120 | | |
| 退職給付費用 | | 5,215 | | | 4,750 | | |
| 固定資産減価償却費 | | 946 | | | 1,503 | | |
| 諸経費 | | 4,809 | 192,347 | 28.0 | 5,164 | 173,730 | 22.3 |
| 営業利益 | | | 29,498 | 4.3 | | 108,063 | 13.9 |
| 営業外収益 | | | | | | | |
| 受取利息 | | 154 | | | 72 | | |
| 雑収入 | | 238 | 393 | 0.0 | 240 | 312 | 0.0 |
| 営業外費用 | | | | | | | |
| 支払利息 | | | | | 126 | | |
| 雑損失 | | 0 | 0 | 0.0 | 49 | 175 | 0.0 |
| 経常利益 | | | 29,891 | 4.4 | | 108,201 | 13.9 |
| 特別損失 | | | | | | | |
| 関係会社株式評価損 | | 7,309 | | | | | |
| 和解金 | | 4,904 | 12,213 | 1.8 | | | |
| 税引前当期純利益 | | | 17,678 | 2.6 | | 108,201 | 13.9 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 5,287 | 0.8 | | 43,847 | 5.6 |
| 法人税等調整額 | | | 1,173 | 0.2 | | 2,751 | 0.4 |
| 当期純利益 | | | 13,564 | 2.0 | | 67,105 | 8.6 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 第26期 | 第27期 |
|---------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日 | 自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日 |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 400,200 | 400,200 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | | |
| 当期末残高 | 400,200 | 400,200 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 当期首残高 | | |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当に伴う積立て | | 30,012 |
| 当期変動額合計 | | 30,012 |
| 当期末残高 | | 30,012 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 371,573 | 385,137 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 13,564 | 67,105 |
| 剰余金（その他利益剰余金）の配当 | | 300,120 |
| 剰余金の配当 | | 30,012 |
| 当期変動額合計 | | 330,237 |
| 当期末残高 | 385,137 | 715,374 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 371,573 | 385,137 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 13,564 | 67,105 |
| 剰余金（その他利益剰余金）の配当 | | 300,120 |
| 剰余金の配当 | | 30,012 |
| 当期変動額合計 | | 330,237 |
| 当期末残高 | 385,137 | 715,374 |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 771,773 | 785,337 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 13,564 | 67,105 |
| 剰余金（その他利益剰余金）の配当 | | 300,120 |
| 当期変動額合計 | | 330,237 |
| 当期末残高 | 785,337 | 1,115,574 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | | 7,570 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 7,570 | 5,061 |
| 当期変動額合計 | 7,570 | 5,061 |
| 当期末残高 | 7,570 | 12,631 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | | 7,570 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 7,570 | 5,061 |
| 当期変動額合計 | 7,570 | 5,061 |
| 当期末残高 | 7,570 | 12,631 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 771,773 | 792,907 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 13,564 | 67,105 |
| 剰余金（その他利益剰余金）の配当 | | 300,120 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 7,570 | 5,061 |
| 当期変動額合計 | | 372,286 |
| 当期末残高 | 792,907 | 1,165,193 |

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。なお主な耐用年数は、器具備品5-15年であります。

無形固定資産

定額法によっております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

表示方法の変更

1. 投資顧問料

前事業年度まで営業収益に表示しておりました「投資顧問料」は、より実態を反映させるため分類の見直しを行い、当事業年度より投資一任契約に係る報酬については「運用受託報酬」、投資顧問（助言）契約に係る報酬については「投資顧問料」としております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「投資顧問料」に表示していた投資一任契約に係る報酬25,640千円は「運用受託報酬」として組み替えております。

それに伴い、前事業年度の貸借対照表において「未収投資顧問料」に表示していた投資一任契約にかかる未収収益8,710千円は「未収運用受託報酬」として組み替えております。

2. 無形固定資産

前事業年度までソフトウェア及び商標権は「その他の無形固定資産」として一括表示しておりましたが当事業年度より表示上の明瞭性を高めるため別掲しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表における「その他の無形固定資産」のうちソフトウェアは896千円、商標権は1,185千円として組み替えております。

注記事項

(貸借対照表関係)

| 第26期 (平成24年3月31日現在) | | 第27期 (平成25年3月31日現在) | |
|------------------------|-----------------------------|------------------------|-----------------------------|
| * 1 | 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 | * 1 | 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 |
| | 器具備品 7,975千円 | | 器具備品 5,770千円 |
| | 合計 7,975千円 | | 合計 5,770千円 |
| * 2 | 関係会社に対する資産及び負債 | * 2 | 関係会社に対する資産及び負債 |
| | 未収投資顧問料 10,531千円 | | 未収投資顧問料 10,865千円 |
| | 長期差入保証金 26,765千円 | | 長期差入保証金 26,765千円 |

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第26期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 36,600 | | | 36,600 |

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

第27期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 36,600 | | | 36,600 |

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------|----------|------------|------------|
| 平成24年9月28日 臨時株主総会 | 普通株式 | 300,120千円 | 8,200円 | 平成24年10月4日 | 平成24年10月4日 |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第26期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

第27期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1.ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

本社における複写機（器具備品）であります。

(2)リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2.オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

第26期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------------------|----------|---------|----|
| (1) 預金 | 590,865 | 590,865 | |
| (2) 未収委託者報酬 | 128,201 | 128,201 | |
| (3) 未収運用受託報酬 | 11,078 | 11,078 | |
| (4) 未収投資顧問料 | 10,531 | 10,531 | |
| (5) 投資有価証券 その他投資有価証券 | 45,954 | 45,954 | |
| 資産計 | 786,630 | 786,630 | |
| (1) 未払金 | 81,669 | 81,669 | |
| 負債計 | 81,669 | 81,669 | |

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は保管受託銀行が算出する基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

負債

(1) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|-------------|----------|
| (1) 子会社株式 | 57,576 |
| (2) 長期差入保証金 | 26,819 |

- (1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。なお、当事業年度において、投資損失引当金55,115千円の取崩し、及び、7,309千円の減損処理を行っております。
- (2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いいため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 |
|----------|---------|
| 預金 | 590,865 |
| 未収委託者報酬 | 128,201 |
| 未収運用受託報酬 | 11,078 |
| 未収投資顧問料 | 10,531 |
| 合計 | 740,676 |

第27期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------------------|----------|---------|----|
| (1) 預金 | 334,768 | 334,768 | |
| (2) 未収委託者報酬 | 163,962 | 163,962 | |
| (3) 未収運用受託報酬 | 3,930 | 3,930 | |
| (4) 未収投資顧問料 | 10,865 | 10,865 | |
| (5) 投資有価証券 その他投資有価証券 | 51,015 | 51,015 | |
| 資産計 | 564,543 | 564,543 | |
| (1) 未払金 | 89,708 | 89,708 | |
| (2) リース債務 | 2,689 | 2,689 | |
| 負債計 | 92,398 | 92,398 | |

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は保管受託銀行が算出する基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|-------------|----------|
| (1) 子会社株式 | 97,776 |
| (2) 長期差入保証金 | 26,819 |

- (1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。
- (2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 |
|----------|---------|
| 預金 | 334,768 |
| 未収委託者報酬 | 163,962 |
| 未収運用受託報酬 | 3,930 |
| 未収投資顧問料 | 10,865 |
| 合計 | 513,527 |

(注4) リース債務の決算日後の返済予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|
| リース債務 | 630 | 657 | 685 | 714 | | |

(有価証券関係)

第26期(平成24年3月31日現在)

1. その他有価証券

| 区分 | 第26期 (平成24年3月31日現在) | | |
|--------------------------|------------------------|--|------------|
| | 取得原価 (千円) | 貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円) | 差額 (千円) |
| 貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの | | | |
| 株式 | | | |
| 債券 | | | |
| その他 | 38,383 | 45,954 | 7,570 |
| 小計 | 38,383 | 45,954 | 7,570 |
| 貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの | | | |
| 株式 | | | |
| 債券 | | | |
| その他 | | | |
| 小計 | | | |
| 合計 | 38,383 | 45,954 | 7,570 |

第27期(平成25年3月31日現在)

1. その他有価証券

| 区分 | 第27期 (平成25年3月31日現在) | | |
|--------------------------|------------------------|--|------------|
| | 取得原価 (千円) | 貸借対照表 日における 貸借対照表 計上額 (千円) | 差額 (千円) |
| 貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの | | | |
| 株式 | | | |
| 債券 | | | |
| その他 | 38,383 | 51,015 | 12,631 |
| 小計 | 38,383 | 51,015 | 12,631 |
| 貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの | | | |
| 株式 | | | |
| 債券 | | | |
| その他 | | | |
| 小計 | | | |
| 合計 | 38,383 | 51,015 | 12,631 |

(デリバティブ取引関係)

第26期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第27期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

| 第26期 自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日 | 第27期 自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---------|---------|---------|---------|---------|----|---------|------|---------------|------------|--|----|---------------|-----|-----------|---|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|----|---------|------|---------------|------------|--|----|---------------|-----|-----------|
| <p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、平成14年7月に退職一時金制度から確定拠出年金制度に移行するとともに、平成15年2月より総合設立型の厚生年金基金に加入しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 確定拠出年金制度への移行により、従来の退職給付引当金残高は全額取り崩しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用等(注1)</td> <td style="text-align: right;">2,706千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用計</td> <td style="text-align: right;">2,706千円</td> </tr> <tr> <td>その他(注2)</td> <td style="text-align: right;">2,508千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">5,215千円</td> </tr> </table> <p>(注1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額2,706千円は勤務費用に含めております。 (注2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。</p> <p>4. 厚生年金基金の年金資産の額 当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金(関東ITソフトウェア厚生年金基金)に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成23年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">年金資産</td> <td style="text-align: right;">171,944,542千円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債務</td> <td style="text-align: right;">172,108,284千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">163,741千円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社の加入員数割合(平成23年3月31日現在) 当社の加入員数割合 0.02%</p> <p>(3) 補足説明 上記の差引額163,741千円の内訳は、平成23年度不足金11,653,370千円、別途積立金14,983,213千円及び資産評価調整額3,493,584千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。</p> | 勤務費用等(注1) | 2,706千円 | 退職給付費用計 | 2,706千円 | その他(注2) | 2,508千円 | 合計 | 5,215千円 | 年金資産 | 171,944,542千円 | 年金財政計算上の給付 | | 債務 | 172,108,284千円 | 差引額 | 163,741千円 | <p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 同左</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用等(注1)</td> <td style="text-align: right;">2,408千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用計</td> <td style="text-align: right;">2,408千円</td> </tr> <tr> <td>その他(注2)</td> <td style="text-align: right;">2,342千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">4,750千円</td> </tr> </table> <p>(注1) 総合設立型厚生年金基金に対する拠出額2,408千円は勤務費用に含めております。 (注2) 「その他」は確定拠出年金に対する掛金支払額であります。</p> <p>4. 厚生年金基金の年金資産の額 当社は複数事業主制度による総合設立型の厚生年金基金(関東ITソフトウェア厚生年金基金)に加入しております。同年金基金に関する事項は次の通りであります。なお、関東ITソフトウェア厚生年金基金は平成17年10月に東京都小型コンピュータソフトウェア産業厚生年金基金から名称変更しております。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成24年3月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">年金資産</td> <td style="text-align: right;">186,189,698千円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債務</td> <td style="text-align: right;">186,648,697千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">458,998千円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社の加入員数割合(平成24年3月31日現在) 当社の加入員数割合 0.02%</p> <p>(3) 補足説明 上記の差引額458,998千円の内訳は、平成24年度不足金13,412,115千円、別途積立金3,329,843千円及び資産評価調整額9,623,273千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。</p> | 勤務費用等(注1) | 2,408千円 | 退職給付費用計 | 2,408千円 | その他(注2) | 2,342千円 | 合計 | 4,750千円 | 年金資産 | 186,189,698千円 | 年金財政計算上の給付 | | 債務 | 186,648,697千円 | 差引額 | 458,998千円 |
| 勤務費用等(注1) | 2,706千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付費用計 | 2,706千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他(注2) | 2,508千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 5,215千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年金資産 | 171,944,542千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年金財政計算上の給付 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 債務 | 172,108,284千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 差引額 | 163,741千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 勤務費用等(注1) | 2,408千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付費用計 | 2,408千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他(注2) | 2,342千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 4,750千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年金資産 | 186,189,698千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年金財政計算上の給付 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 債務 | 186,648,697千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 差引額 | 458,998千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(税効果会計関係)

| 第26期 平成24年3月31日現在 | 第27期 平成25年3月31日現在 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----|--------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|------------------|--------|--------|--------|-------------------|--------|---|--------|--|-------|-------|-----------|--------|-----------|--------|-----|-------|----------|--------|--------|--------|----------|-------|
| <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">電話加入権</td> <td style="text-align: right;">510千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">19,872</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">22,248</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">1,174</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43,804</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">42,631</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,173</td> </tr> </table> | 繰延税金資産 | | 電話加入権 | 510千円 | 投資有価証券評価損 | 19,872 | 関係会社株式評価損 | 22,248 | その他 | 1,174 | 繰延税金資産小計 | 43,804 | 評価性引当額 | 42,631 | 繰延税金資産合計 | 1,173 | <p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">電話加入権</td> <td style="text-align: right;">510千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">22,570</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">22,248</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">3,926</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">49,255</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">45,330</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,925</td> </tr> </table> | 繰延税金資産 | | 電話加入権 | 510千円 | 投資有価証券評価損 | 22,570 | 関係会社株式評価損 | 22,248 | その他 | 3,926 | 繰延税金資産小計 | 49,255 | 評価性引当額 | 45,330 | 繰延税金資産合計 | 3,925 |
| 繰延税金資産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話加入権 | 510千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資有価証券評価損 | 19,872 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係会社株式評価損 | 22,248 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 1,174 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産小計 | 43,804 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 42,631 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計 | 1,173 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話加入権 | 510千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資有価証券評価損 | 22,570 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係会社株式評価損 | 22,248 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 3,926 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産小計 | 49,255 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当額 | 45,330 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 繰延税金資産合計 | 3,925 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">永久差異による影響</td> <td style="text-align: right;">0.55%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当金の増減</td> <td style="text-align: right;">20.08%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">税率変更による繰延税金の修正差額</td> <td style="text-align: right;">0.47%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">1.64%</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">23.27%</td> </tr> </table> | | (%) | 法定実効税率 | 40.69% | (調整) | | 永久差異による影響 | 0.55% | 評価性引当金の増減 | 20.08% | 税率変更による繰延税金の修正差額 | 0.47% | 住民税均等割 | 1.64% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 23.27% | <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法定実効税率 | 40.69% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (調整) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 永久差異による影響 | 0.55% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価性引当金の増減 | 20.08% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税率変更による繰延税金の修正差額 | 0.47% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住民税均等割 | 1.64% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 23.27% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正</p> <p>経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成24年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算（ただし、平成25年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.69%から、回収が見込まれる期間が平成25年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01%、平成27年4月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。</p> <p>その結果、繰延税金資産の金額が82千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が82千円増加しております。</p> | <p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正</p> <p>該当事項はありません。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(セグメント情報)

| 第26期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 | 第27期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日 |
|---|---|
| <p>1. セグメント情報 当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報</p> <p>(1) 製品及びサービスごとの情報 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 売上高 本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。 有形固定資産 本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。</p> <p>3. 報告セグメントごとの減損損失に関する情報 該当事項はありません。</p> <p>4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。</p> <p>5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。</p> | <p>1. セグメント情報 同左</p> <p>2. 関連情報</p> <p>(1) 製品及びサービスごとの情報 同左</p> <p>(2) 地域ごとの情報 売上高 同左 有形固定資産 同左</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 同左</p> <p>3. 報告セグメントごとの減損損失に関する情報 同左</p> <p>4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 同左</p> <p>5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 同左</p> |

(関連当事者情報)

第26期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|-----|-----------------|-------|-----------------------|---------------|-------------------------------|------------------|-----------|------------------|---------|------------------|
| 親会社 | SBIホールディングス株式会社 | 東京都港区 | 81,664 | グループの統括・運営 | (被所有)直接 90% | サービスの提供 役員の兼任 | 事務所等の賃借 | 22,675 | 長期差入保証金 | 26,765 |

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 事務所等の賃借については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|-----|------------------------|--------------------|-----------------------|---------------|-------------------------------|---------------------------------|-----------|------------------|---------|------------------|
| 子会社 | SBIファンドマネジメントカンパニーエスエー | ルクセンブルグ大公国：ルクセンブルグ | 120 | ファンドの管理会社 | (所有)直接 100% | 管理会社に対するファンドに関する投資助言業務 役員の兼任 | 投資顧問料の受取 | 45,310 | 未収投資顧問料 | 10,531 |

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|---------|----------------|-------|-----------------------|-------------------------|-------------------------------|-----------|-------------|------------------|-------|------------------|
| 親会社の子会社 | 株式会社SBI証券 | 東京都港区 | 47,937 | ブローカレッジ&インベストメントバンキング事業 | なし | 当社投信商品の販売 | 販売代行手数料の支払い | 164,982 | 未払手数料 | 27,345 |

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 販売代行手数料の支払料率については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SBIホールディングス株式会社（株式会社東京証券取引所 市場第一部）

第27期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有 割合(%)) | 関連当事者との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|-----|------------------------------------|----------------------------|-----------------------|---------------|-------------------------------|---|--------------|------------------|-----------------|------------------|
| 子会社 | SBIファンド マネジメントカン パニーエス エー | ルクセンブル グ大公国：ル クセンブルグ | 88 | ファンドの 管理会社 | (所有) 直接 100% | 管理会社に対する ファンドに関する 投資助言業務 役員の兼任 | 投資顧問 料の受取 | 41,590 | 未収投資 顧問 料 | 10,865 |

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 投資顧問料の料率については、市場の実勢料率を勘案して合理的に決定しております。

3. SBIファンドマネジメントカンパニーエスエーは平成24年6月28日に減資及び増資を行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

モーニングスター株式会社（大阪証券取引所 ジャスダック市場）

(1株当たり情報)

| | 第26期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 | 第27期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日 |
|------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 21,664円14銭 | 15,435円92銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 370円60銭 | 1,833円48銭 |
| | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。 | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。 |

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第26期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 | 第27期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日 |
|------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 当期純利益(千円) | 13,564 | 67,105 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | | |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 13,564 | 67,105 |
| 期中平均株式数(株) | 36,600 | 36,600 |

(重要な後発事象)

第26期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

第27期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

中間貸借対照表

| 科 目 | 注記 番号 | 第28期中間会計期間 (平成25年9月30日) | |
|------------|----------|----------------------------|---------|
| | | 金 額 (千円) | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | |
| ・ 流動資産 | | | |
| 現金及び預金 | | 344,190 | |
| 前払費用 | | 3,365 | |
| 未収委託者報酬 | | 191,650 | |
| 未収運用受託報酬 | | 3,403 | |
| 未収投資顧問料 | | 10,684 | |
| 繰延税金資産 | | 2,705 | |
| その他 | | 8,296 | |
| 流動資産合計 | | 564,295 | 75.3 |
| ・ 固定資産 | | | |
| 1 有形固定資産 | *1 | | |
| 器具備品 | | 2,735 | |
| 有形固定資産合計 | | 2,735 | 0.4 |
| 2 無形固定資産 | | | |
| 電話加入権 | | 67 | |
| ソフトウェア | | 838 | |
| 商標権 | | 1,292 | |
| 無形固定資産合計 | | 2,198 | 0.3 |
| 3 投資その他の資産 | | | |
| 投資有価証券 | | 55,622 | |
| 関係会社株式 | | 97,776 | |
| 長期差入保証金 | | 26,819 | |
| 投資その他の資産合計 | | 180,217 | 24.0 |
| 固定資産合計 | | 185,150 | 24.7 |
| 資産合計 | | 749,446 | 100.0 |

| 科 目 | 注記 番号 | 第28期中間会計期間 (平成25年9月30日) | |
|--------------|----------|----------------------------|--------|
| | | 金 額(千円) | 構成比(%) |
| (負債の部) | | | |
| ・流動負債 | | | |
| 預り金 | | 613 | |
| 未払金 | | 94,846 | |
| (未払手数料) | * 2 | (80,548) | |
| 未払法人税等 | | 29,488 | |
| 未払消費税等 | * 3 | 4,750 | |
| リース債務 | | 644 | |
| 流動負債合計 | | 130,341 | 17.4 |
| ・固定負債 | | | |
| リース債務 | | 1,733 | |
| 固定負債合計 | | 1,733 | 0.2 |
| 負債合計 | | 132,075 | 17.6 |
| (純資産の部) | | | |
| ・株主資本 | | | |
| 1 資本金 | | 400,200 | 53.4 |
| 2 利益剰余金 | | | |
| 利益準備金 | | 30,012 | |
| その他利益剰余金 | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 169,921 | |
| 利益剰余金合計 | | 199,933 | 26.7 |
| 株主資本合計 | | 600,133 | 80.1 |
| ・評価・換算差額等 | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 17,238 | |
| 評価・換算差額等合計 | | 17,238 | 2.3 |
| 純資産合計 | | 617,371 | 82.4 |
| 負債・純資産合計 | | 749,446 | 100.0 |

[次へ](#)

中間損益計算書

| 科 目 | 注記番号 | 第28期中間会計期間 自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日 | | |
|--------------|------|---|----------|---------|
| | | 内 訳 (千円) | 金 額 (千円) | 百分比 (%) |
| ・ 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 420,772 | | |
| 運用受託報酬 | | 13,783 | | |
| 投資顧問料 | | 22,003 | 456,560 | 100.0 |
| ・ 営業費用 | | 280,050 | | |
| ・ 一般管理費 | * 1 | 99,050 | 379,100 | 83.0 |
| 営業利益 | | | 77,459 | 17.0 |
| ・ 営業外収益 | | | 25 | 0.0 |
| ・ 営業外費用 | | | 53 | 0.0 |
| 経常利益 | | | 77,430 | 17.0 |
| 税引前中間純利益 | | | 77,430 | 17.0 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 28,401 | 6.2 |
| 法人税等調整額 | | | 1,219 | 0.3 |
| 中間純利益 | | | 47,809 | 10.5 |

重要な会計方針

| | |
|------------------------------|--|
| 1. 資産の評価基準及び評価方法 | <p>有価証券</p> <p>(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産 定額法によっております。なお、主な耐用年数は、器具備品5～15年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更） 当社では、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、従来定率法を採用していましたが、親会社の連結決算上の会計処理と統一するため、当期首より定額法に変更しております。 これらの変更による当中間決算期の損益に与える影響は軽微であります。</p> |
| 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | <p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> |
| 4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。</p> |

〔表示方法の変更〕

無形固定資産

前中間会計期間までソフトウェア及び商標権は「その他の無形固定資産」として一括表示していましたが当中間会計期間より表示上の明瞭性を高めるため別掲しております。

この結果、前中間会計期間末の貸借対照表における「その他の無形固定資産」のうちソフトウェアは1,230千円、商標権は1,148千円として組み替えております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

| 第28期中間会計期間 (平成25年9月30日) | |
|--|---------|
| * 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 | |
| 器具備品 | 6,101千円 |
| 合計 | 6,101千円 |
| * 2 . 未払金の内訳科目として未払手数料を表示しております。 | |
| * 3 . 消費税及び地方消費税の取扱い | |
| 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。 | |

(中間損益計算書関係)

| 第28期中間会計期間 自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日 | |
|---|-------|
| * 1 . 減価償却実施額 | |
| 有形固定資産 | 331千円 |
| 無形固定資産 | 331千円 |

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 本社におけるプリンタ複合機であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（金融商品関係）

第28期中間会計期間（平成25年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

| | 中間貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------------------|----------------|---------|----|
| (1) 現金及び預金 | 344,190 | 344,190 | |
| (2) 未収委託者報酬 | 191,650 | 191,650 | |
| (3) 未収運用受託報酬 | 3,403 | 3,403 | |
| (4) 未収投資顧問料 | 10,684 | 10,684 | |
| (5) 投資有価証券 その他投資有価証券 | 55,622 | 55,622 | |
| 資産計 | 605,550 | 605,550 | |
| (1) 未払金 | 94,846 | 94,846 | |
| 負債計 | 94,846 | 94,846 | |

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は保管受託銀行が算出する基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

負債

(1) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 |
|-------------|------------|
| (1) 関係会社株式 | 97,776 |
| (2) 長期差入保証金 | 26,819 |

(1) 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

第28期中間会計期間（平成25年9月30日）

その他有価証券で時価のあるもの

| 区分 | 第28期中間会計期間 (平成25年9月30日) | | |
|---|----------------------------|------------------------|------------|
| | 取得原価 (千円) | 中間貸借 対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) |
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式 債券 その他 | 38,383 | 55,622 | 17,238 |
| 小計 | 38,383 | 55,622 | 17,238 |
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式 債券 その他 | | | |
| 小計 | | | |
| 合計 | 38,383 | 55,622 | 17,238 |

(セグメント情報等)

| 第28期中間会計期間 自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日 | |
|---|---|
| 1.セグメント情報 | 当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 |
| 2.関連情報 | |
| (1)製品及びサービスごとの情報 | 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 |
| (2)地域ごとの情報 | |
| 売上高 | 本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。 |
| 有形固定資産 | 本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。 |
| (3)主要な顧客ごとの情報 | 外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。 |
| 3.報告セグメントごとの減損損失に関する情報 | 該当事項はありません。 |
| 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 | 該当事項はありません。 |
| 5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 | 該当事項はありません。 |

(1株当たり情報)

| 項 目 | 第28期中間会計期間 自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日 |
|------------|---|
| 1株当たり純資産額 | 16,868円07銭 |
| 1株当たり中間純利益 | 1,306円28銭 |

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり純資産の算定上の基礎は次のとおりであります。

| 項 目 | 第28期中間会計期間 (平成25年9月30日) |
|----------------------------|----------------------------|
| 中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円) | 617,371 |
| 普通株式に係る純資産額(千円) | 617,371 |
| 差額の主な内訳(千円) | |
| 普通株式の発行済株式数(株) | 36,600 |
| 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数(株) | 36,600 |

3. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

| 項 目 | 第28期中間会計期間 自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日 |
|-------------------|---|
| 中間純利益(千円) | 47,809 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | |
| 普通株式にかかる中間純利益(千円) | 47,809 |
| 期中平均株式数(株) | 36,600 |

[前へ](#)

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

| | 名 称 | 資本金の額 (平成25年3月末日現在) | 事業の内容 |
|-------------|--------------------------|------------------------|--|
| 受託会社 | 株式会社りそな銀行 | 279,928百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |
| 再信託受託会社 | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 51,000百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |
| 販売会社 | 株式会社SBI証券 | 47,937百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| | 高木証券株式会社 | 11,069百万円 | |
| | 立花証券株式会社 | 6,695百万円 | |
| | エイチ・エス証券株式会社 | 3,000百万円 | |
| | 株式会社りそな銀行一 | 279,928百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |
| | 株式会社埼玉りそな銀行一 | 70,000百万円 | 銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。 |
| 株式会社近畿大阪銀行一 | 38,971百万円 | | |
| 投資顧問会社 | モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社 | 30百万円 | 「金融商品取引法」に定める金融商品取引業として投資助言・代理業を営んでいます。 |

株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行及び株式会社近畿大阪銀行は、平成25年12月16日より募集・販売等の取扱いを行う予定です。

<訂正後>

| | 名 称 | 資本金の額 (平成25年9月末日現在) | 事業の内容 |
|------------|--------------------------|------------------------|--|
| 受託会社 | 株式会社りそな銀行 | 279,928百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |
| 再信託受託会社 | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 51,000百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |
| 販売会社 | 株式会社SBI証券 | 47,937百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| | 高木証券株式会社 | 11,069百万円 | |
| | 立花証券株式会社 | 6,695百万円 | |
| | エイチ・エス証券株式会社 | 3,000百万円 | |
| | むさし証券株式会社 <u>1</u> | 5,000百万円 | |
| | SMB C日興証券株式会社 <u>2</u> | 10,000百万円 | |
| | 株式会社りそな銀行 | 279,928百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |
| | 株式会社埼玉りそな銀行 | 70,000百万円 | 銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。 |
| 株式会社近畿大阪銀行 | 38,971百万円 | | |
| 投資顧問会社 | モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社 | 30百万円 | 「金融商品取引法」に定める金融商品取引業として投資助言・代理業を営んでいます。 |

1 むさし証券株式会社は、平成26年2月17日より募集・販売等の取扱いを行う予定です。

2 SMB C日興証券株式会社は、平成26年3月3日より募集・販売等の取扱いを行う予定です。

2【関係業務の概要】

<訂正前>

| | 名 称 | 関係業務の概要 |
|---------|--------------------------|--|
| 受託会社 | 株式会社りそな銀行 | 本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。 |
| 再信託受託会社 | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。 |
| 販売会社 | 株式会社SBI証券 | 本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱、保護預り等を行います。 |
| | 高木証券株式会社 | |
| | 立花証券株式会社 | |
| | エイチ・エス証券株式会社 | |
| | 株式会社りそな銀行 | |
| | 株式会社埼玉りそな銀行 | |
| 投資顧問会社 | モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社 | 本ファンドの投資顧問会社として委託会社に対して運用に関する情報提供及び投資助言等を行います。 |

詳しくは、第二部 第1、1(3)「ファンドの仕組み」をご参照ください。

<訂正後>

| | 名 称 | 関係業務の概要 |
|------------|--------------------------|--|
| 受託会社 | 株式会社りそな銀行 | 本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。 |
| 再信託受託会社 | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。 |
| 販売会社 | 株式会社SBI証券 | 本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱、保護預り等を行います。 |
| | 高木証券株式会社 | |
| | 立花証券株式会社 | |
| | エイチ・エス証券株式会社 | |
| | むさし証券株式会社 | |
| | SMB C日興証券株式会社 | |
| | 株式会社りそな銀行 | |
| | 株式会社埼玉りそな銀行 | |
| 株式会社近畿大阪銀行 | | |
| 投資顧問会社 | モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社 | 本ファンドの投資顧問会社として委託会社に対して運用に関する情報提供及び投資助言等を行います。 |

詳しくは、第二部 第1、1(3)「ファンドの仕組み」をご参照ください。

3【資本関係】

<訂正前>

| | 名 称 | 資本関係 |
|---------|--------------------------|-------------|
| 受託会社 | 株式会社りそな銀行 | 該当事項はありません。 |
| 再信託受託会社 | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 該当事項はありません。 |
| 販売会社 | 株式会社SBI証券 | 該当事項はありません。 |
| | 高木証券株式会社 | |
| | 立花証券株式会社 | |
| | エイチ・エス証券株式会社 | |
| | 株式会社りそな銀行 | |
| | 株式会社埼玉りそな銀行 | |
| | 株式会社近畿大阪銀行 | |
| 投資顧問会社 | モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社 | 該当事項はありません。 |

<訂正後>

| | 名 称 | 資本関係 |
|---------|--------------------------|-------------|
| 受託会社 | 株式会社りそな銀行 | 該当事項はありません。 |
| 再信託受託会社 | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 該当事項はありません。 |
| 販売会社 | 株式会社SBI証券 | 該当事項はありません。 |
| | 高木証券株式会社 | |
| | 立花証券株式会社 | |
| | エイチ・エス証券株式会社 | |
| | むさし証券株式会社 | |
| | SMB C日興証券株式会社 | |
| | 株式会社りそな銀行 | |
| | 株式会社埼玉りそな銀行 | |
| | 株式会社近畿大阪銀行 | |
| 投資顧問会社 | モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社 | 該当事項はありません。 |

独立監査人の中間監査報告書

平成26年1月28日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

かえで監査法人

| | | | |
|--------|-------|------|---|
| 指定社員 | 公認会計士 | 山下章太 | 印 |
| 業務執行社員 | | | |
| 指定社員 | 公認会計士 | 佐武 伸 | 印 |
| 業務執行社員 | | | |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているE X E - i グローバル中小型株式ファンドの平成25年5月13日から平成25年11月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、E X E - i グローバル中小型株式ファンドの平成25年11月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年5月13日から平成25年11月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月13日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員
公認会計士
鶴見 寛

指定社員
業務執行社員
公認会計士
小松 亮一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月17日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

優成監査法人

| | | |
|--------|-------|-------|
| 指定社員 | 公認会計士 | 鶴見 寛 |
| 業務執行社員 | | |
| 指定社員 | 公認会計士 | 小松 亮一 |
| 業務執行社員 | | |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)